

地域計画

策定年月日	令和7年3月18日
更新年月日	令和7年5月30日 (第1回)
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	前橋市 (10201)
地域名 (地域内農業集落名)	前橋・上川淵地区 (上佐鳥、櫛島、上朝倉、下朝倉、後閑、下佐鳥、宮地)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	358.0 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	307.3 ha
② 田の面積	261.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	72.3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	68.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	79.6 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	— ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	— ha
(備考)遊休農地面積6.0ha	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計68.0ha、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計79.6haとなっておりますが、引き続き新たな担い手の確保が必要である。  
 ・高齢により所有者に返還された農地が不耕作地となり、荒廃している。  
 ・後継者を育成していこうという意思がある農業者が少ない。  
 ・主たる農地が市街化区域に点在しており、調整区域に出耕作をしている農家も散見される。都市化の波で営農が難しい環境である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

米麦作に関しては、認定農業者等地域内の農業を担う者に農地を引き継いでいく。  
 露地栽培や施設園芸栽培農家ごとに農地の集約化を図り、新規就農者及び後継者が規模拡大や作業をしやすい環境を整える。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
規模拡大を検討する認定農業者や集落営農法人へ農地を集積するとともに、新規就農者の受け入れを進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	55.1	%	将来の目標とする集積率
			77.3 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
規模拡大を検討する認定農業者や集落営農法人、新規就農者に対し、農地中間管理機構の利用を推進し、農地の集約を進める。			

